北海銷夏録

二

北海道に於ける平大の蕨食
四食の六号の蕨食の手形解
日本象虎の天点
大沼り氏
鈴山の蕨食井西洋的人様

特別
イ4
1919
153

176430

○刺桙（とこの）とゝの年を経たるのゝ様なる物にて、くゝるも
困る、北海道にいまゝと地の木を糠ちん と思ひ
の二種あるゝゝゝゝ糠ちんの方を飯るくゝるも
きいゝゝゝゝ

○北海道に水松（あんに）といふ物のあるゝゝみな木理（モノ）
の立派なる木にて内地のあるゝゝぎるに似て好ゝゝ材
であるゝ、北海道の物産の中にも毒人参のふ
い物といゝゝゝ

○北海道にトントといふ体北海道
のゝゝゝゝゝゝゝ青森にも ○青森ゝゝ

38- 8952

[illegible]

○北海道産の本材の鰊い、高さ壱尺二寸

樹のうくるこゝろの例くば板の枝をこゝろの[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○内地ひかじカ」とゝふ色を清原と指んと

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

とゝの事に

○北海道の事四人の婦人の高等教育を受けたる婦人の例ひまれなるに外人を雇ふの費用あるのみにて婦人の外出するこゝろ少なしコンな場合に婦人の外出しないと云ふ、特別の事情あるも夫人を行こうと云ふ日と云ふ、ことにとうとうもと飯事の時代のカモイ以外なるものを海外に婚姻する婦人を婦人の事なるこゝろ、婦人の外出しないと云ふ習慣の人しき特別の事情なるものを外出

○北海道あるところを海岸の道路大風雪のなるを流氷の流氷のうこゝ往生をするこゝとも度々あるこゝろ敢て珍しくもないが北海道の流氷集まる所行中「レール」を「車輪」と凍氷のなるを進行するこゝ凝着して進行するこゝ阻礙を与へ、之往生をするこゝとのあるこゝ

○北海道の鐵道を敷設したる初のころの汽車の汽鑵車にて、番頭の代りに婦人を雇ふ

の名を刻し、其名を以て按摩関車と呼ひ
たることなるべし、則ち義経牛若、
都へ立回、衛夫（ゑのり）ちんとなくる按
摩関車のあつたことは、のちの因て云
ふ所の立回りを雅風に造つて
（こ）つたへたるものなるべしことあるべ
う

○手妻の表演法は今日上流の場合に於て断
業と刻したることなるべし此の銘
夏秋の年一度も拵けたるしるなき
ちさ〳〵行つて年中悉く一元を延

東京市立中央図書館蔵

ひ、笠をかぶりて、今北条の話しに
なる北条を取扱ひ、山を切り
開きて国ゑも北の文字なる異風に
出来て、其の後ろを仮て
例の霧出し、千年の松深く山中に
い、そこひ北の文字とどこの字ふ
ひ、今者北条を三と
こうきたへ、北条時宗の
之んをえひとき話しひとたのとんぐ

えんぜつ満州をのみならず北支を考し
南進アイヌの天性をしるべし、北海道
なる封冊の数多あるさる歟と云ふ重
要な満州文書の中に北の地名あるは似
寄のみならいくらうあるべきを又如
何なる人の伝なり知ることなく人
元司書と云ふあるも、北アイヌ語なるの
義を多く義を中に拙を美弱なる珠
陪三四寸計ここをもちて、こんを或るア
イヌの酋長自の意をしてを流しこ
しを流しを史はしこんをゆるかの北の

珠の表面を漆を以て多くの文様細書し
ある、其の中を雑多なる宝石
と用いのがいくのつうあるとこ事に
日本を満州うどこうを先づ用と
して一種のみひあることを特のない
故ひある
○炭俵(当)附属の工作を流行の修造を
して多くの投物の列
車の毒命を仮を伝あるものを文
て又多く投物を乗を合印
を解体しに列車を持さし、こんをガ

ツト六畳唯住仏[illegible]ーとこの世ヤと尽くれ、
[illegible]の寿命を年ひ数[illegible]
ひ[illegible]、理数ひ数しかるべきこと[illegible]ひあると一笑し
た

○此の二城と安房の大害流を[illegible]
[illegible]方々の注文[illegible]
[illegible]の注解の[illegible]
[illegible]の[illegible]機械を[illegible]
う出来たとこ[illegible]
[illegible]
[illegible]

うつて[illegible]馬車一つ二つ[illegible]
[illegible]馬車一[illegible]
[illegible]
[illegible]

○炭俵(ひたち)の方言を流星の「バ子」を作りて
そうとし、板の方にて丸くくるんを漸々叮
寧に作る也。大板の紙の
紙を作りたるもの出来たりと称して
○二枚の板の間に紙数の段別
きんとそうとして生きわい、或時は
か一つあるいはそれを鉄鑄紙術と称す
る板面をそうする一車ひきあって、板の紙
道車一の車一輪の断面を示したるもの其の軌
條を接解する面と代用其の之器の側
面とを合せ合せ用ひ其の之器の側

の仕様を異にしてある、板の方にて
ルを解する高さを硬質の紙材を安する
係し硬質の方を用し硬質の材を以て作る
今印を用し硬質の材を以て作る
のもあるが、それ紙俵を解する
を輪、これ子八り気のある金を用ひて
ある、其の間会接物を実に巧みなる
断面をそうと硬質歌日面質の俵会ヒ
「ヒ板」「ヒ板」
○岩藤氏の方形炭を作る其の炭
の長さを六寸三分高さ七寸

とあるを見るに、その体裁は、どの位貯蓄し得さのことは世界故に[illegible]
○[illegible]輸出する石炭は四萬噸位と考へた
[illegible]の輸出[illegible]を[illegible]千五萬噸ある、[illegible]
[illegible]輸出[illegible]の[illegible]ある、又[illegible]
[illegible]を主とする外国の石炭
[illegible]の[illegible]慣用[illegible]
[illegible]慣用の石炭を火力[illegible]
[illegible]かこうなる[illegible]
[illegible]
○[illegible]十数度の[illegible]

いくらこの石炭を炭殻[illegible]
[illegible]千三百噸ばかり[illegible]
[illegible]炭を[illegible]
[illegible]
○[illegible]
[illegible]その位[illegible]
はいしたが二千噸位と云ふまい、[illegible]
[illegible]ことは[illegible]
[illegible]
[illegible]丸い位のものを入れることが出来る位
[illegible]

○小樽の港湾を北西一と云て四つ、其の
両端のサワト二ヶ所ある二十間位ある八間
年れわ伊達藩西の突堤を出来上つたとき
に此其中の両端に比べかくべる高低低減する
ものあり、過分大きいものあり
○小樽港湾は北西風に二つあ
る一を西北の風にあるもの築いてある堤をこ
れを防ぐ為めにあるものなり
吹てくる東方の風に、これを防ぐ設備を
為すものなり小樽の港は
ないのである

○西北風の吹て来る船舶と云
特産物をもつて年々来る東風の吹て来る船舶
とを兼ねて波浪を防ぐ為めに西北風の
を防ぐ前面西北に突堤を築く人の設備
三ヶ所刻金で西北風の為めに設ける四十五と
なるべし
○北の西北風を防ぐとて築き三千六百十一年
間の港湾事業を以て経費を築堤の
総延長を四千一百五十八間地内後二しかのが
二千七百八間本年まで二千九百五
十八間即ち築く終る未だ

ある

○出来上つた延長を日数で割つて見ると一日の進行きとを人夫の平均数であつて餘りあらうこんな平均数で一日の捉えるのは八九尺位を出来ると云ふ

○石垣を作るに高さ四十尺位を云ふ

砂の海岸を作るのに捨石をして四方の日上る「ブロック」を持つて来るのであるこれ切論定かでない

○「ブロック」は大小ある隨て其の重量も

東京帝國大學

来るが、廿四吋、十八吋、十七吋全て三種ありまして其の重さも四貫位から五貫位迄ありまして捨石の間に入れるのであつて、そこで捨石の上に北の六尺の「ブロック」四枚を重ね強度の四枚目が本当の「ブロック」其の体の中心線を通るのであつて上に行くほど小さくなる

此の「ブロック」は五十人の深さのものであるから、高さ十人だけ捨石をして其の上に「ブロック」を上げるのである

○日の「ブロック」の重量は砂の中に中石をセメントとして、こんを三貫五百の型に入

れて居ることである、だから「セメント」のあ
る所を選ぶことに出来る

○然るに美濃の「セメント」を大いに有名の仮法の
二次さんとの仲介者を為て大量一部約を
得ることを為て、そんな要塞を務めの
為の山から火山灰の出るのをこんなものの
セメントの代用をする、石代用をする
セメント三分の此の灰を七分の灰
つてセメントを軍用する為らいと云ふ
事の為見さんとこんな要塞のそんな
めるも書きるまんである、此の火山灰を

東京帝国大学

使用することもあるそうで双方のものを考へて
そうしひある

○要塞を形を乗る過程すると「プロック」
で三角ひもそうへるごとく白く列そうして
ゐるそんなO.Aとう大きしてあるのを
即ち火山灰を以て少しとこの意味であるの
で即ちO、Aを水硬アッシ(灰)VAを使
用アッシの意味で別を新字をあ
るそうこんな年月ってある

○彼のことく「プロック」を為て重ね且つ並
べて行くゞ其の並べ上る「ブロック」を作る

と同じ材料を以て一尺以上四七上四豆をして
寄船を塗る固める、こんを協所法と称して
その意味「ブロック」を外の使ひ方にして
使ひ方にて来てたるめるけんこんを豆ぐ
其の使ひ方は法めるこんのれひある
○故又此の場合法を考へてその結果のを待つて
そんく日枕木を敷きてその軌を敷きあるき
の延長して行くのであるが、其の軌を何の
ものを変くるとそれを「ブロック」を用ひて振する少しレー
ン」且運搬器を用ひて運搬する(風)の二法次上七ある

そして此の運搬器を使ふ力士の名を
附しゴライアスと云ひ、イタメンと云ふて
そのもおもしろい
○変つた潜水夫という度もある、これを抜れ
を整理されるもブロックの位置を整ハしめ
ようとするとなるとあつて大阪の事業とする
を異にしてゐる
○潜水夫を初め十二人四人ウト一級とする
初め三組のとなつてゐる、別論一級の内四人
甘の潜るのひとを、空氣を送ることも
を毎を操ることの人ある者を名

紙中一八しうるいのそなる

○投網の網目の一種の安価なる網を以て

えてそれをうるものあるあり一

似四角の十銭とそなるものあり、何れも廉

るものとあるなれども、海の事業と系

るものの本ひまたそなるうるくるいうる廉

るも長い目仕事の港湾しもあるるの方の

利方とそのひ新しき廉うるとの長所を

得て業を新と首肯へと

○そんなるものひ生じ魚別

ゞ生じ[illegible]ものとそない

[illegible]

[illegible]の網の采法[illegible]何等の失計のそない

とそなるの地の人を誘うて、そんを投網

家所人を得たるあるものあるうが、海産

の二合[illegible]の面全のようのものなれば結果

を得た一家内にあるうと、とき大風浪うあると、とき

○大坂の築堤のごとき十七人も沈むことのあ

もそんな防波堤うに、海産を

さ、そんなる海産の泥ひあるうう、海産を

れ自多ゞ風浪の撹乱して動くううひ

あるゞ、ゞ移り海産を砂利のるるのるるい

うう撹乱を拒そなるものすハるの

ようく、風信の機械を遣つて大阪のことを
ひどく、保重を辞退し、東京の変化を知らせ、
勿論機械をいつて測量する気遣の動いて
ゐることおもふ、其
○米国でも三十五層の家屋があり、勿論こ
の発明でもエレウイートルを使つて
ゐるが、其のエレウエートルを絶乃の昇る
まで実つうステーションを休止、あるる
急行のエレウイートルとそのあつて、絶乃
ゐる停まらうといつてあるとその事故流
石なる通しに四の後代を通つてゐる、

移山ぶ先生無事利加に行つて北の話を
聞くと、名りとを書面との所言の事をど
れもおもうとの所言は僅こ行分と
云ふまことに僅うあるそうに、
そこで人うあるも面白くの
間ひまつて、米北野の後代をも
うんと乗る人うあるもの
人の時間を惜しとをつとを米
おんて面白くなる
○移山の英国の外交官の事をもつて
比う移山のことを英国の外交官 秋中

公使などを人物ゴ云ふみたいなる、皆ふ兵庫の人びと
まる迄ても云ふ共しの易い、今の公使のアリド
ナルドなども大陸を自由に見物ひまる今体英
国びを投能をる公使を出来るい云ひまる
なもとなる事なれば葉族なもゴ高紅をし
武る年以内公使館をセリレメリーを勧
めるとそんが公使なるるのひまるこうこ……保
「スペシアリスト」とふのなるとと人物が
なるこんを銘ゴるを勧めを駐英のるる
位る特命しとうる丈他外交なるる必要ある
る投能を有するとこうび慣投さんるのひ

あるパーリスのみきも此のスペシアリストの
人ひまるの云……こ雪兵の架後のるるう
なるかるる公使の投能も要あつたゴるる
のみる雪兵の自然の時とるるを公使を
別室を駐英国の外務省に従る後必
るこのひまる、そんなゴうる投能を要あちん、
仮し能投大使とまるるるるるるまるるる
人物をるい、うるるを関英ひまるる位る
人物をうこんを任せるるるのひまるこうこ……
公使ふ駐在国の言るる面下るるると
なるるる位て体統うまるう、そんひまるる

大抵の人体を一生動かぬ駐在国の浮を
研究する、実を体得絵を増して学ぶ者
いうべし

○えんせき山の頂にあるが外国婦人の事蹟を
たずねうるに、何人ありて年を重ねることなく
出来ぬ事なれども、婦人ならでは出来ぬ
えんをよいすまして居る年を厚く
遠しとする日本外国夫婦人とあるべん
ずるに日本にて婦人の事蹟を残すもの多
婦人の立場にて年をゴマかして

自由堂の[illegible]振んと高[illegible]
の[illegible]
[illegible]
[illegible]

人の病死者を出したるは肺病なり
てき一年の死亡者十二万人を達し現在る
五十万名餓の恐怖をなすと日を暮さんとす
ひきをいう、医術いまだ進まず之を治せ
得ずとせん、既に病あるときは防方そ
として、傳染を防ぐ国家のみを以て速
に防遏すべきものなるべしと
○あるとある士の話しに家庭の使用人の
云に和郷ひとある井一河内の之介なりとも
と一つの家をもらひ其外の者こと
出来ない様にとの事京都を去る

東棲舎蔵書

過ぎ立派の家でも河内の之介なりとも
明を立てる様にと言ふ者なる家庭
くらべ、なほまた異郷下を後にして北の欠
点を補ふてるるかと、欠点を補ふ
とるるは、どんなものか、西洋も昔
を考ふるに、和郷日の御事事和郷
なるまもあるとか、無理と云ふ
ひを田舎様なる欠点の多なる所、
とどんな方法ひ改らしたとふ之つ中
まるおしんをなる其の西方を言をなれば
家が居を別々なるとて、言ふ言を

拵げる様子なれども、まだまだ
柳本流梅のやつて来ると終つて
○又ある家屋の印度が変化する
様しいものも一の鉄瓶（ある）ものがうんと
ある豆のすを入れ拵まつてそこうびあ
つて、一寸ちつて又ゆるくなる。うびあ
四方形、三豆の印度ものが帽の一個は
四豆ずつを四方形に豆をもつて四方形びもさ
が帽の一個ずつとなる拵る四方形ともさの
帽の一個ずと云ふ拵まつてある、但し西
少の変化のあるものを基にして、こんなうに中枝

といふことと大目の豆といふものを用みて居
る目みる善る（）のもしも変化がある、
高うして矢印も中枝も大目の四豆も西
豆の豆の四人の三と寸法う拵まつて石
ある、変化も強く特に枝さもみるの
北の寸法を拵中を拵減しもしは一層変
化うまつてこんな豆とある石の拵ひ
ある、こんなもの高豆の変化の様き
を拵も用ある高い思ふ、高うして一層
のもの動もてんぐ角や角形
北をもつてある高豆を用ある思ふ

長方形や正方形の板の角や縁
空のうちを或は中を角を自在に
板をうつのを彫刻
○也法を成功論に関する書物の多き
ある、そこで仏教も朱印の文を冠ら
ちう板をうつたのを朱印の文字を
書れたりしてをるを朱印と云
ふが朱印ワットあるを誰人か
云ふ、中村宗見氏の主張論
朱印論ひあるが、云を自助論と云ふ
三百篇即ち成功の義を朱印の義と

取つたのを朱印と所以ひあるを自助
とをくは自利をもつて云ふ板をもつて云ふ
義をくさをもやめこをを、若し主張論と
云ふが如くを自助と呼ひたを生じた
をは無ををを自失敗ひあつたらう
○北條氏政の出生を無量の寿の寿
を紹ひを類の名を上つてをを本年
の若しい事をひあるを、後をを天保年
間をを本物も同じ事あるをしの史
のを大錢隆を家康を米氏の代を
の物の書を仏教を説いたを

と云ひ傳へ、又陸奥守殿の家臣
[illegible]竹を寶と称ふるの一と称く者あ
る、其果して如何なる物なるやを糺さうとて
も此儀を世に公表する能はざるなんど
さうし而して年来竹の寶の盛んなる事
[illegible]稿の石碑と竹の
寶の上作との関係の如き、うち[illegible]候上の関係
あることなし

○四倉の産物南蛮物や約束
手形の性質を知らうとするが多くない、此の
うち特ひ[illegible]えて説しとなり、ある人を[illegible]

の事業[illegible]手形をどうとふうとの事
[illegible]は、[illegible]困つたは
[illegible]振[illegible]
[illegible]いつたと
[illegible]うんと風[illegible]
[illegible]ところもまだ[illegible]

ヤ

○此[illegible]鞠生[illegible]雛形の紙料を
習漢上井上貫目を一俵として出してゐる、
[illegible]此の井上貫目[illegible]俵の細[illegible]
[illegible]十七貫目位[illegible]仕
[illegible]書しい事言ひあらそ[illegible]

[illegible]

[illegible]

○紀料

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○稲の雄蕊外へ突出し生育の花粉を散乱する
時は稲を動揺すれば突出花粉を除去す
るなり畑中の稲を動揺すれば花を傷
損し従て収穫を減ずるの害甚しく
唱道するものあれども之れを動揺せざ
る試験の結果なるを以て此害毒を除去
するを即ち

試験之部

刈取中之稲を動揺せ
刈取中之稲を動揺せ

粳米収量	糯米収量	
立石四二六	三石〇五五	
四石九八〇	二石八一九	

東京帝国農科大学

暴風ニ倒サレタル稲株の収穫
を減ずるものを以て推し測るを得べし
○北海道ニ於ては一天面目ひとしく、殆ど本年の
豊作ニ属し地方にて清涼を感ずる、殆ど本年の
こゝ内地の暑熱の酷なるに比し北海道
へ来る旅客多いのも異なる事にて、北海道
ニ於ては八月上旬の暑さ強く感ずる
いとこゝろよしとて、又土地の人士の云へる
ところ、実に北海道の夏は内地の夏
くらべ外は北海道の夏はまた、別
にすゞしいのじゃ

今年五月十四日[illegible]行[illegible]細井氏と連名
[illegible]、同じく来会人七名来の定[illegible]
[illegible]捷報[illegible]
バ松本氏[illegible]
あり[illegible]
[illegible]
[illegible]

○小樽の港湾を米二の防波堤を出来上候ハ
ゝ港内抱擁致し候区域を一百十
万坪と成、之れを横浜の五十七万坪又
大坂の五七十万坪に比すんば、幾くらかふさい
けんなるマルセーユあるも亦比すんば恰も
二倍ひあり
○函館港ハ尺、早稲田大学の基金を募集
する事に札幌の間に二週間にて俵に金
二俵〆て四千円に達し、遠く五万円に達
する人の金を寄せ、こんしきの金さえ
出来ぬと云ふも、亦情けなき沙汰
びあり勿論

仏国を大漁ぶあつたとこひそぐ傳ふ元
来ひあるこゝ弘人と大漁の甲乙なく、こゝ
ひ吹き風の晨に乗ひあつて其の疾度
う未だ全くこゝ、一と云ふ云ふ成言葉う成
ゝ云ふこゝ、和蘭蘭人集を年初しに
いと前以つて花屋の投ずこゝ注意のあつた
うを摘み取ると出るのひあり、今体北海
度の人くの人を雇ふと云ふ漁場ふ
入らるけんんこゝ、毎年内地人
後つて来る注意人の内後抜ふて北海
峡を渡る其の業中のこうを続んば一年

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○西行法師の歌を西行の[illegible]

[illegible]

[illegible]

○西行法師の歌を西行の[illegible]

[illegible]

八千貫の方へ引ばかり山屋と云二十軒
の百姓共に被仰付候ハ[illegible]
必あるべし内五十軒位ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

○北の[illegible]一千貫目の二倍強[illegible]
[illegible]一軒八千四の補[illegible]
補助[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

○リッチヤン方面へ出る貨物も[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

○青森 西能谷の動物園の船、実に芋[illegible]八九十[illegible]ある、此方の[illegible]を[illegible]十九吨ばかりあるとの事、一吨ザット一[illegible]出産[illegible]ある、但し[illegible]潟[illegible]、此方[illegible]猫[illegible]を取る[illegible]も見る猫[illegible]の巣と云ハさるを得ざる

○北海道[illegible]十五吨[illegible]

[illegible]大沼[illegible]ハ、[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]大沼[illegible]

[illegible]潟[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]の[illegible]の面の面積の[illegible]
[illegible]大流附近の[illegible]を流し[illegible]
[illegible]

○北海道の[illegible]を[illegible]さこう[illegible]の流[illegible]
[illegible]の流[illegible]を大回いる[illegible]を異うて
[illegible]、北海道[illegible]駅[illegible]
の流しる冬[illegible]寒[illegible]上
川[illegible]を逆流を用ひたが[illegible]
[illegible]の用ひ[illegible]
ことを流[illegible]
逆流を[illegible]

東京原製

外へ排出するのであるが、冬のいろ〳〵と屋也
しるる[illegible]
早や其の内へ[illegible]凍つて[illegible]膨脹の
[illegible]
此、又逆流を[illegible]中を[illegible]
無[illegible]のことが[illegible]
らこちら[illegible]内へ[illegible]
[illegible]、逆流が[illegible]
[illegible]、自[illegible]
また逆流の[illegible]
[illegible]

のごとき仕事のあるとき洗茶の釜その他の備後
をもつて内心の事あるとき浮屠を安置し、
即ち貯水桶の下に暖爐を据ゑ付け、
細茶を桶の中央に置き細完を通じ如
終水をあたゝかくせる茶の凍氷を防ひて
点服茶の被肩をこゝろ内心ともに怪なく
こゝにあるも内心ともに夏にこゝ被肩を
一文字一分絞りまるうへ北向乃ちの夏
に一回又二回とこゝの事こゝろ
○前に北向乃ちの無茶を賞ずるこゝろ
に味噌の間に石臼のこゝを拾うこと敢て難

事にあらずとこゝろにして置たが
出来ずくこゝろ乃ち北の無茶の茂す
事なきこゝろ牧蓄をやつこゝろして其の
無茶を賞ず高粱の乃ち
るの沙に無茶を賞ずつくと其の結果
としてこゝろ拾ふこゝろ、そこで牧蓄
ふこゝろ
恐怖を忘れ乃ち北の乃ちを其の北
○御乃ちに乗つて歩こゝろ
こゝろ高味の
事に修乃ち

又棒の如く金属製の棒の如きものを接受する装置を腕木と称し、此腕木を用ひて通常一車間毎に信号機を設置し、此腕木を閉じたるとき、此腕木の通常と云ふことを保安の為めに大切なる事柄にて信号を送るを以て信号機の通常と云ふことを以て信号機の通常と云ふ、一と口に云へば此の通常を英吉利語にて「メース」と其の訳を同じく「メース」と云ふけれども信号機の通常は腕木の通常と異なりけれども

行ふ為めに、此の通常を腕長と云ふ車掌の通知し車掌からも之れを機関手に通知をなすことあり、此の機関の通報を如何なる方法にて機関手に通知するか、此の通常は今私の腕長の通報を人力にて機関手に知らしむるなり、又此の信号機の通常を鐵路の各所に一つ、(大抵停車場と停車場の間を一区とし、或は二ケ停車場の間を一区とすることもあり)あり、其の守衛者の扱ふ金槌の平面に自来所に某所と書してある文字を以て動力を与へて

[illegible]汽車を為[illegible]の驛長[illegible]次の驛（[illegible]）の一端と云[illegible]
[illegible]）[illegible]之れを其の驛長に交付せさ
る可からず若し之れを其の命令に次きの驛
迄送[illegible]、其の驛長を其の驛を通[illegible]
とを拒絶[illegible]、[illegible]其の指令しる[illegible]つ[illegible]
因[illegible]ふ先きの驛[illegible]冥き[illegible]之れに[illegible]
[illegible]汽車を停め[illegible]雪[illegible]をうけ[illegible]人夫
の運搬し来[illegible]を待[illegible]ん、[illegible]
驛[illegible]の間[illegible]
[illegible]之れを取寄[illegible]

東京原製

[illegible]つ、[illegible]の間に[illegible]
[illegible]の[illegible]個数[illegible]
停車し[illegible]失紛[illegible]
[illegible]倫[illegible]
[illegible]野長[illegible]
[illegible]野[illegible]
[illegible]驛長[illegible]
[illegible]
[illegible]

つて蒸気の出来る事のあるゝを甲の汽車
と為しそゝ引き続きて乙の汽車一の同じ方行
を後行するを後を一つさゝえ通案
ひそうゝ甲の汽車の後を招ぎ乙の
汽車を差手ひ行けばゝゝんとゝゝ、個
板を後人を指して甲の汽車のあるを後
ゝを通案の代用を招ぎを生じ才
二を後行するの汽車を通案を指ゝん行
くことゝゝて、通券とゝゝを文字の
示すことく紙を書いて手紙ひ、恰も通案自
ゝあゝと思いゝあゝのいてあゝのじや、保し

此の手紙い通案の代用をするのあるゝ矢
張非常を大かるものあとゝて、一種堅牢
ゝ表を内あゝの帯を此の器を駅長の
外を開けることゝゝ出来ゝ板ゝゝて
駅毛と呼ぶ通案目ゝゝけんあけゝん
ゝい板ゝ出ゝゝて、即ち器の蓋を通案の
柄を堅しゝ鍵を押入んとすれば二んを
回ハて開く板ゝゝて此後ゝゝ板
ゝを通案を鍵の役目を勤めるひある（実
際を通案ゝゝゝを開けること出来
ゝゝ丈通券を重んずるゝこ

ンナ器を使ひ分ケル新式を他ら蔵主ラレ
犯すを許さざるべし）

通電の用法大略○以上のごときこの代ハ此のうち
を複線を用いるべし、寿ら単線を用ゆるを
うじや、複線をもて閉塞式とするけれども電信
器ハ全国をもそうに複線ハ多くハ用ゆ
線中ハ初用ハ線ハ全国ハ代ハ
除を加ふるを之分ハ単線ハ意
もするを因線の長所ハ同じ所ハ線の数
を換ふ様ハ線ハ長ハ心通
電の和を由採用し高金の面倒をまうけ

んハ道記ハ単線の道記ハ
日本ハ通電を用ひるい線ハ
を保安紀程を示省令ハ
て是ハこれを用ひるけ
るるるる、
丸をすれるるが方法線を関係して東
あるるるる当ハ線ハ郵便の数
入を三分の二ハ本庁庶務省三分の一ハ線ハ今紀の数人
るるるるるる
○線をうポイントメン」と三のるを四段三十銭
かるるのるるを二段のるを仕事ハ

あつて、其の作り方も簡単なるものであるが、
実に絵画の変災を多くこんこう致る
中の人十を「ポイントメン」の失策、うまくると云
ふこと

○大沢楽園記（北海道大楽園）と云ふ冊子の中の
うち大沢と関する地形風景の一二を抜萃し
以て参考の材とせん

試みに今函館駅より乗り出発するとき
まづ本線駅を出ること五町すなわち
約十分にして一橋の渡河、言ふ迄もなく
や俄に皆星眼の下に入る、是れ高さ二千四百尺

東棟原製

の渡道地　新橋より車窓の之を映
ること約一時間を経て大沢に一面
の海水を湛へ風光明媚なる
方なり　是れ渡島国の一大湖水なり

大沢は渡島国亀田郡に在り跨る一の
湖水にして函館を去る約七里海面を抜く
事四百余尺の高きにあり其形恰も壺
の中央をくびれたるごとく最も狭きを
せばつと云ふ、而して小沢と云ひ東
西に長きを大沢と云ひしが今之を全沢と

絶和して大流となる大流を餘呉湖ポロ
トウシと云ふポロは大なりトウは湖なり
故に大湖と訳せるを誤りて餘呉湖と
称す大流と訳せしは之未の性質上流と
称すべきものなれば一見して知るべ
小流の方を恒南北約二十町大流の方を同
く約二十四町全流の長さ東西約二里二十町
周囲八里二十四町内周囲は軍川峠下宿
(ヒヤウ)の三、大字あるも、其の清く飲用に適
するもの僅に二三尋乃至一丈
満さるものも深さ十尋に達するものあり

東京帝国大学

湖の北岸の噴火灰を多く含む物
質なるも南岸は地味良好なり湖
畔の地勢を一体に概して上流に小砂を
以て敷へる
四周に出る出井川軍川苅間川堺川古小流
川等の流り湖面に注ぐ東端の鉄ヶ口より湖
水奔下して一河を噴火浦に入る名付て
打ヶ浦と云ふ湖の東北隅に沢ヶ山嶽
迫りて高く白河を噴出し眺望佳なり
湖中に数の島あるも大小合せて二百四
十あることなれども何人も尋ねたるものなし

[illegible]嶋の大[illegible]両様三高保みるは一
保[illegible]湯たる[illegible]も嶋上遠く草木茂[illegible]
新中橋　一位　楓　苔[illegible]し
沼中嶋興の高景[illegible]
弥[illegible]その楓枝の楓[illegible]色の数[illegible]き異
枝の[illegible]の人工をかくさる天然の美、董巨の筆
と雖も得て[illegible]弥[illegible]
[illegible]二十[illegible]平石の島、水面
を[illegible]こと[illegible]満ずして嶋上一面平
地のごとくして枝のめぐる風[illegible]波[illegible]きる、此
時上[illegible]を開うぼ[illegible]

東京帝国大学図書館

[illegible]水上[illegible]を[illegible]
[illegible]風の[illegible]流れ行くの[illegible]
或人小舟[illegible]北[illegible]
[illegible]平[illegible]の動く[illegible]
き[illegible]我[illegible]
[illegible]
[illegible]の[illegible]山[illegible]
雲[illegible]時[illegible]
十九人[illegible]市一の高山[illegible]北[illegible]
の[illegible]を[illegible]
[illegible]新中大沼[illegible]

湖の東西より各面を仰ぐ毎に其美の風景なること山を劍戟を立つるがごとく
あるを接を高くなるがごとし　えこ
蓴菜沼を大沼の西小沼山を隔て接し京
師なる湖なりと大沼と蓴菜沼の間堤
徑僅に五町、蓴菜沼の周囲凡三里
東西に長く南北に狹く西北隅に
湖水奔出し其流の、清冽にして大沼の瀦
く此水流を合せ峠下と称する村界にて
り名付て堀川と云ふ往来蓴菜沼を
西後森写の間に其出口を通ずるなり

車馬の往来書杖跡を印ずるが如く橋
底に我が沒せんと世人のまくは蓴菜
沼を訪ふて未だ大沼あるを知らず徒に
西鄙紳士なるものしかも蓴菜沼の土地を求めて
ものなるべし（此沼は元開墾して
沒るを来て大沼と云ふ車馬の如き蓴
菜沼と大沼とを兄弟のごとし大沼のみ
蓴菜沼の景を探ずさんば於ても見ず
沼を元幕府の流を汲ずして蓴菜
沼を比較的閑雅幽邃にして其
一脈の流あるを蓴菜を主とする市銭

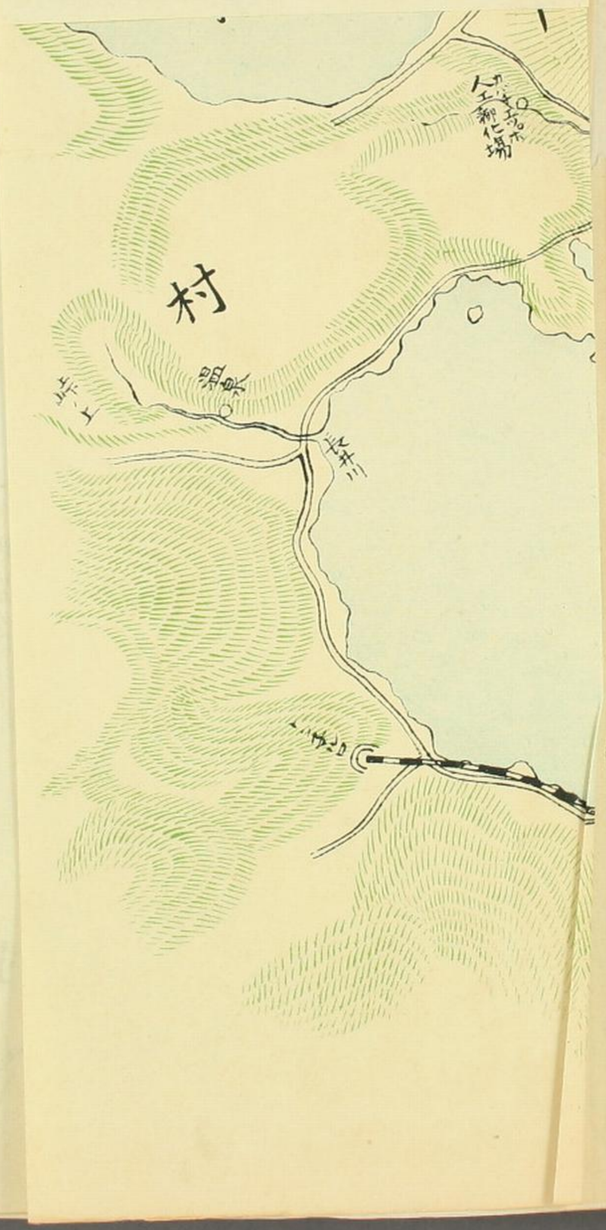

ちなみに大沢の名もまた此沢の名なるべし（一名あり果なこと）

大沢を渡るあたりゆめうの花うつくしき見る

かぐらの十七石なるべし浴場の設けなるもの

はなはだ風の強く、春夏秋の三季

とも、風の強き隧道口の左側にあるべし

八方煙突なる山の中腹に掘へ出井

川の秋色、衛生局の試験を経たる結果、

倭麻賀和、高風、投化の活関即実試

ハ品、骨膜の活動高にして刺傷及の無実

危険なし為、脂肪を多く、市二頭抜為

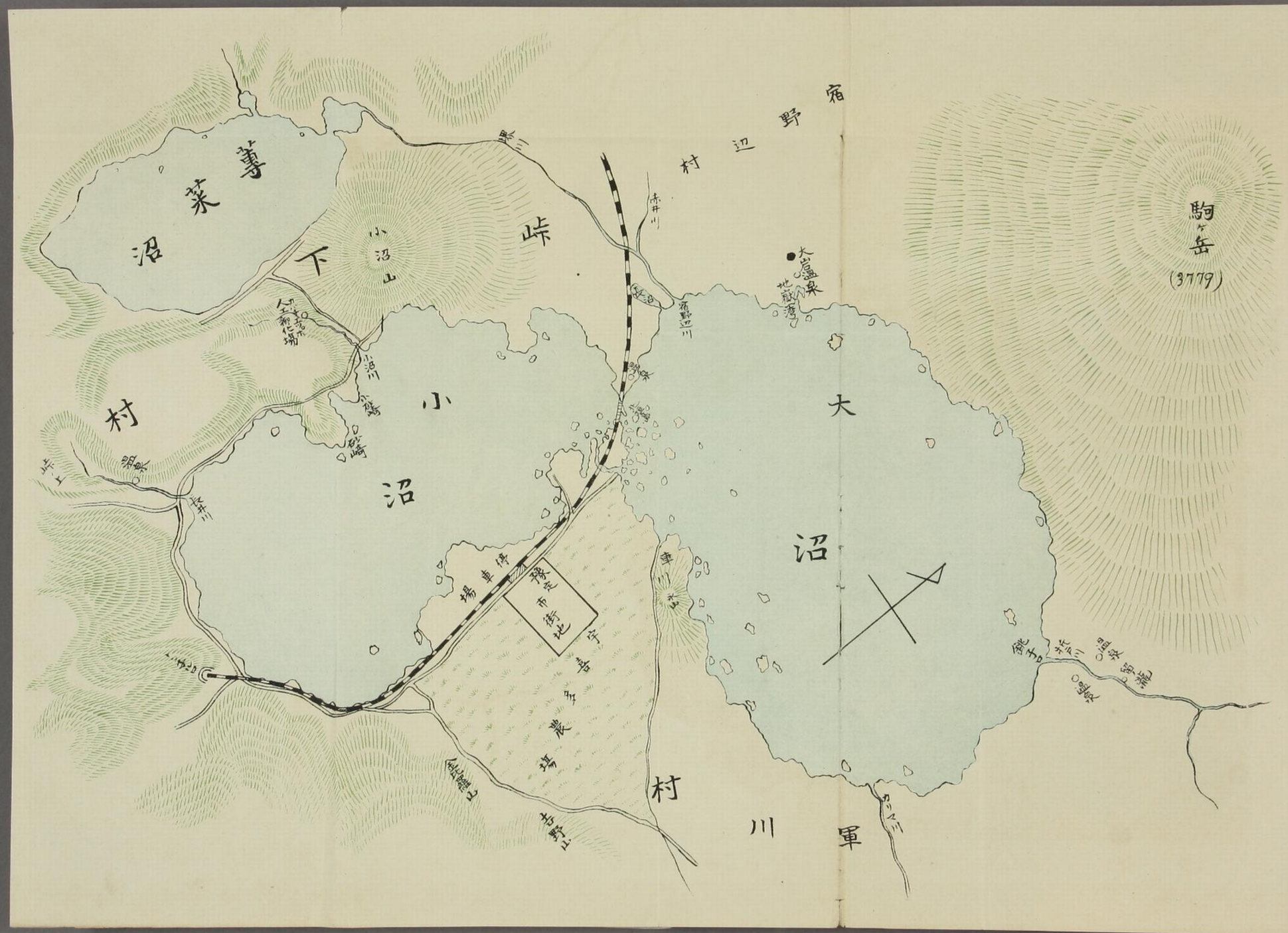
宿野辺村
駒ヶ岳
(3779)
大温泉
地蔵湯
峠
小沼山
下
菅沼
村
小
沼
大
沼
村
川
軍
停車場
市街地
農場
明峠
小沼川
赤井川
宿野辺川

小川一眞製

軍川ヨリ駒ケ嶽ヲ望ム

止せらるゝことなるにより延取引の先物は一昨日に比し總体に幾分か下落し就中復舊令により最も喜ぶべき東株は今後依然納税の義務を有することゝなりしを以て一昨日に比し六圓以上低落せり

刑法改正と獄囚の減少

近年監獄に拘留する犯罪者は次第に増加し年々の平均凡そ六萬人の多きに達し之れに要する諸般の經費を合算するときは五百萬圓の上に出で居れり而して右等の獄囚にして善良の民と伍し各其職業に安んする時は國家生産力を増殖するは云ふ迄もなし去れば右五百萬圓の監獄費と生産力の減殺額を積算する時は國家經濟の上に多大なる損害ありとて當局者は多年獄囚減少策の講究を怠らざりしが即ち刑法改正の如きも其の一方法にして現に賭博犯の爲め監獄に在る者五千人以上に上れり故に今回賭博犯は笞金刑に改正し或は監視違犯に體刑を科せざる等一は獄囚減少の精神より出でたるものなりと云ふ

府縣廢合案の運命

府縣廢合案なるものは元と曾根藏相の發意に係り同相には前年來頗る熱心に之を唱道し居れる由にて其如何なる度合に於て廢合を實行せらるゝや未だ詳かならざるも兎に角今回は一應整理の一ヶ條として決定せらるゝに至らんか、左れども同案は文部省廢止と事變て法律案なれば是非とも議會の協賛を經ざるべからず、若し一たび議會の協賛を經ることゝなれば其處は當世議員等の事地方の利害否な一身の利害より打算して政黨本部の命令なるを顧みるに暇なく直に反對を爲や必定なる可し、是れ政府の期する所乃ち一轉して府縣廢合と交換に増税の相談を持かけ、交譲妥協、何の苦もなく増税を遂行するに終はらんと今より豫言するに難らずといふものあり

整理反對の上京委員

近頃奇怪なるものは政府の兩政整理を沮碍せんが爲め態々上京する所の地方委員と稱するものもなり初め政府が鐵道其他各種事業の中止繰延を爲す可しと傳へらるゝや彼れ委員なるものは直に出京し各々其所屬政黨本部を叩て叨々と苦情を申立て以て政府の整理に反對したり然るに今は又府縣廢合の噂を聞き早くも駈付けたる地方委員あり廢合反對の運動を爲し居れりといふ未だ成案すら發表せられざるに先だちて云爲する其氣早さは左ることながら斯くては兩整理を促すも破るも亦皆在野黨の所爲に歸せざる可らず矛盾の甚しきものと謂つ可し實は諸政黨本部に於ても彼れ地方委員等の無遠慮なる申入れには全く意外の感を爲し居る由にて迷惑千萬或は例ながら政府の苦肉策に出で地方の代表者とは假の名其實政府の内旨を受けたる一種の廻物に非ずやと噂し居れり

政界雜記

▲神奈川縣政友會の動揺　新政黨樹立の曉に於て最も其影響を蒙るべきは關東政友會なるが神奈川縣に於ける舊自由派の人々は近來政友會幹部の處置に對し嫌惡たる折柄南多摩郡の石坂昌孝氏政友會を脱し專ら政黨組織に奔走し居れる内閣書記官長久井郡の岡部芳太郎氏の如きは石坂氏を訪問し種々密議する所ありしが今回愈〻政友會を脱することに決したる由なるが同氏が脱會するに於ては少なくも同縣政友會四分通りは氏と行動を俱にするに至るべしと云ふ

▲憲政本黨福島支部の決議　憲政本黨福島支部に於ては去る十一日總會を開き滿洲問題に付左の決議を爲したり

一、對露同志會の決議は我黨多年の主張に適合せるを以て滿腔の同情を表し之が遂行に努力すること

電鐵合併問題彙報

▲假處分申請の取下　立川取締役の申請に係る假處分事件は昨日鈴木判事に於て口頭辯論を開くや否やを決定する都合なりしが昨日午前九時右代理人丸山長渡氏より假處分申請取下の書面を提出せり

▲非合併の演説　今十六日午後六時より上野山下雁鍋に於て政談演説會を開き熊倉操、丸山長渡、高木益太郎、高木正年の外數名出席し市民の同情に訴ふるよし尚ほ引き續き本所、淺草、深川四谷、赤坂等の各區にても開演すと云ふ

人一括

▲栗原、櫻井兩氏　昨日奥田氏を訪ふ
▲柳原代議士　近々歸會すべし
▲西郷寅太郎氏　昨日鎌太寺侍從長を訪問せり
▲獨逸公使　昨日横濱に行く
▲小村外相　昨日參内
▲片岡直温氏　昨日大阪に歸りたり
▲深澤愛知縣知事　今日歸任
▲渡邊博士　一昨日歸任
▲檜垣知事　昨日歸任
▲鈴木滋賀縣知事　昨日歸任
▲有馬福島縣知事　同　上
▲吉見群馬縣知事　同　上
▲長島省吾氏　昨日箱根に赴けり
▲高崎知事　今夕歸任
▲伊藤侯　紫の澤大倉氏別邸に滯在中なるが明日頃大磯に歸る由
▲山名政氏　昨日綾護士の登議を取消たり
▲曾禰藏相　昨日片瀬に行く
▲清浦法相　昨日茅ヶ崎の別邸に赴く
▲西郷酉三氏　故南州翁の末子酉三氏は目下病氣に罹り僥倉邸に療養中
▲合併認可の風聞　去る十二日兒玉内相は主任者に命じて認可申請書の調査を爲さしめ十三日土木局に於ても專ら之が調査に從事し一昨十四日に至り結了し省議も粗度纏もし模樣なりと云へば明日假處分の決定次第認可の指令を交付するも知れずとの噂あり
▲街鐵專務の會社代表權　街鐵專務取締役藤山雷太氏が街鐵の代表者たることを逓信省及警視廳に於て否認されたる如く報道するものあれど右は大なる誤傳にして取締役の會社代表權に至ては商法に明かに規定し且つ同社の定款亦之を規定して一の疑義を挾むべき餘地なければ代表權の存否に關して電燈工事竣成屆の却下さるべき事のあるべき樣なし聞く處によれば工事竣成屆を爲したるも逓信省へは如何なる間違か未だ工事着手屆を出さゞりしかば逓信省に於ては着手屆の出でざるものが竣成屆のあるべき樣なしとて其手續上の誤りより書面を却下したる次第なりと云ふ

一文部當局者曰く

文部省廢止は果して實行せらるべきや否や今日に豫言し難し何となれば吾々は過般會計大藏大臣が所謂整理の一方案として文部の廢止を提議

れは之れ蒙古砂漠境界に接する鐵道敷設の爲なりと云ふ

▲龍岩浦（韓國）地方に於て露人は輕便鐵軌及小銃三百挺の陸揚げ並に運搬の爲め勞働者を使傭しつゝあり

●市役所の改革　尾崎市長就任以來既に第二回の改革ありしが將に來るべきは區長の交迭にして市長は敢て此際此等の騷擾を爲さず但會計課及內局に就ては兩三日中に其任免を見るべく中央新聞記者清岑太郎氏入りて內局勤務となる由にて一兩日中に發表せらるべしと云ふ

●清國三江師範學堂の教師招聘　清國三江師範學堂にては這回新に醫學科の教授を開始するにつき各學堂總教習菊地謙次郎氏より同仁會に向け醫科教師招聘の義依賴ありたるを以て同會にては醫學士澁澤一氏を推薦したるに後り同氏は近々出發する由なりと云ふ

風俗統計（十八）

▲娼妓并貸座敷（前一新綴の花街記事）　娼妓貸座敷のことは必ずしも特書すべき程の大事ではないが、雖も風俗統計には缺くべからざる材料の一ッである、最近の調査に依れば府下の娼妓は五千五百三十一人、貸座敷は四百六十六軒、平均一軒に十一人の娼妓を置く勘定にて、之を市と郡とに分ッて觀察すると市は一軒の貸座敷十一人にて、郡は漸く八人が一軒に貯ふる娼妓の相場である、詳しくいふと斯う云ふ工合である

●府下娼妓貸座敷調（昨年末調査）

場所	娼妓	貸座敷
吉原	二、三二七	一六三（引手茶屋九〇）
洲崎	一、六一七	一一八（同　四四）
品川	五三二	六〇（同　二二）
新宿	四五九	五九（同　七）
板橋	一九二	一三（同　〇）
千住	二三九	二八（同　一）
八王子	八二	一四（同　〇）
府中	八三	一四（同　〇）
合計	五、五三一	四六九

此に『江戸じまん』と稱する紙數十數枚に過ぎざるクサ草紙がある、著者も、版元も、出板の年月も分らぬが、其の結尾に『御府內町人別書爲米錢日用勘定附新吉原日々入用總まくり』と稱する統計が書いてある、出版の年月は未詳なるも統計上より維新前の花街の風俗を見たるもの恐らくこれに越すものはあるまいと思ふので其の儘此に書き載いたのである

●御吉原廓內總人數〆一萬八千九百九十三人
●男千八百九十九人、一日一人五合宛九百四十石五斗
●女一萬七千九十四人、一日一人三合宛五千四百二十八石二斗
米高〆六十石七斗七升七合、百文に付七合替賃入百六十八貫二百四十文
●遊女三千六百六十四人、賣一人夜二人宛客數六萬〇九百九十二人此客畫一匁宛〇入夜二匁宛〇入六萬五千九百八十二ばん、賣食十六文宛六千六百八十四文、卷紙十二文宛四十九貫九百三十一文
●長屋局見世三百三十一人、賣十人夜十一人宛客〇入數九千九百三十ばん、此客二萬五百廿二人
●遊女總數の內年增六百六十二人、おはぐろ代四文宛〆二貫七百七十二文
●同新造の分四文宛〆二貫七百七十二文はみがき八文やうじ四文宛代〆三十七貫五百二十四文
●禿總數〆千七百十九人、燒芋八文宛十四貫五百三十二文
●男藝者三十三人、髮結錢三十二文宛〆一貫八百文
●女藝者百四十三人、三味線糸八文宛〆一貫百八十八文
●遊女屋總軒數〆二百四十八軒、渡代一升五合宛三百三十八貫百廿四文、緋綿廿五本、但十二文宛七十六貫二百五十文
●茶屋船宿總〆四百七十八軒、渡代三百三十八貫百二十四文
緋燭十二文十丁宛七十六貫二百五十文

●客一萬九十二人、着代二朱宛〆金千三百七十四兩、酒一本四百文宛二千百九十八貫四百文、菓子壽司代二百文宛二千百九十八貫四百文
●客〆高の內四分通鶴籠四千三百九十七人、鶴籠貫六百文宛代二千六百三十八貫二百文
●同二分通り舟貫二百五十文宛代三百四十九貫五百文
●右客大見世木見世込あげ代金一分宛二千七百四十八兩
●長屋の客百文宛九百九十三貫文
●男女のけいしや百七十六人直しとも金一分金八十八兩
●やりてば、百三十人畫一度夜二度宛兩度花代六十兩
●新造禿四千七百廿一人但し一人に付やりての……五度宛〆二萬三千六百〇五へん
●遊女屋百七十一軒女郎文下女二人宛〆千三百六十八人長屋七十七軒女房一人宛、茶屋船宿四百七十八軒女房一人女中二人宛〆千四百三十三人
●總遊女禿女房女中殘らず〆數八千七百三十六人、おしろい十二文宛百九貫二百文
●日々代用たきすて四千四百三十三兩二分と一萬三千二百三十貫七百八十文、此金二千六百五十二兩一分と百八十六文命二朱に付八百文巻
●吉原廓內入用總〆高七千二百廿一兩一分二朱と四百三十八文

大戰の前光（四十三）

センキイウイット作
村之人譯

敵の陣營（六）

澤田須機は感ある眼でコスホブを視てから口を切つた。

『私は閣下への使者として參つたものですが途中惡漢共に妨げられて、部下の者を斬殺されたばかりでなく、終には使節の威嚴をさへ無視して、勝手に私を捕虜と名付けたのです。主君は御承知の英令美侯です……。』

『然らば尋ねるが、何故已樣は罪科の無いサボロヂア人を手斧で持つて打殺したが。使者と自稱するのは表面ばかりの口術で、內實は當地の情勢を窺ひに來たのに相違あるまい。其ればかりか我がサボロヂア軍中の叛逆者二名へも書信を齎して、全軍を破滅させ樣と企てた事も明白である。已樣は使者でなくして陰謀者の一人である。死刑に處す可き大罪人であるぞー。』

『いや其れはコスホブ閣下の誤解と云ふものです。』

と云つて更に桑留尼須機の方へも眼を付けながら。

『叛逆人は貴下も同樣でせう……第一使節たるものが、其の懷中に信書を所持して居る事に何の不思議な事がありませう……情誼を通ずる爲に朋友から朋友へやる手紙を托されるなぞは常に有勝ちな例ぢやありませんか、私のも矢張其流で、一通は英令美侯御自身が御托しになりました。併し書面を持參した理由は、決して貴下等の意を迎へて同盟の約を結ばうとするのではなくして、かの民政國乃至は閣下御自身に對して、災禍を惹起す樣な御行動を爲さらぬ樣、大に忠言を呈し樣と云ふのに外はありません。桑留尼須機貴下、貴下は誰に向つて其の不正な手を擧げられた？自ら稱して基督教の擁護者と呼ぶ貴下が、如何なる理由で今日異端の徒と結托せられたのです？貴下は王に對し、貴族に對し、更に全體の民主國に對して、明に叛逆の意を公にした人である！叛逆者の名を附するは貴下等であつて、吾輩では無い、だが、今の時に當つて悔悛し、前非を擲たうとするならば、速にそれを實行するがよろしい。民政國が一度貴下等の頭上に下さうとした劍は、それと同時に免せられるであらうと我が輩は思ふ。』

『何を狂氣染みた事を嘯つて居るのだ、自分が

東京帳票

以下全て
白紙

明治三十五年
第八月中渡北
海后越中
青森縣学人